

## 第3章 対象事業を実施する区域及びその周囲の概況

### 環境要素の状況

環境要素の現状を把握するための事前調査の範囲は、環境要素の中で最も広範囲に影響が及ぶと考えられる景観影響(これまでの自然環境アセスメントの実績では2km程度)を考慮して、飛騨信濃直流幹線の長野側起点となる松本市奈川(野麦峠付近)から東筑摩郡朝日村の東京電力パワーグリッド(株)新信濃変電所までの約40kmを中心に片側2kmの範囲とした。

この範囲にかかる長野県の各市町村について既存資料、現地調査を踏まえ、対象事業実施区域を中心に以下の環境要素項目について状況調査を行った。なお、木曾郡木曾町については、一部片側2kmの範囲に含まれるが、該当箇所は景観影響が懸念される箇所は無く、その他環境要素に対しても、対象事業実施区域は1km以上離れていることから、影響が及ばないと判断し、調査対象から外した。

### <対象事業実施区域の市町村>

以下の1市2村

- ・長野県 松本市、東筑摩郡山形村、東筑摩郡朝日村

### 3.1 自然的状況

#### 3.1.1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境状況

##### 3.1.1.1 気象の状況

対象事業実施区域周辺の気象観測地点として、松本地域特別気象観測所、松本今井気象観測所、奈川気象観測所、開田高原気象観測所、木曾平沢気象観測所がある。

各気象観測地点の平成18年から平成27年(10年間)の年平均値最大は、降水量2,118mm(開田高原)、気温12.2℃(松本)、風速3.2m/s(松本今井)、最大風速と方向は17.5m/s南南東(松本今井)、年平均湿度の平均67%、最深積雪の最大32cmである。

また、松本の月別平均気温を比較すると、1960年から1989年は11.2℃、1990年から2015年は12.1℃であり、気温、降水量の月別平均値の最大は気温が24.9℃(8月)、降水量が148.9mm(9月)である。

(長野地方気象台HP)

##### 3.1.1.2 大気質の状況

対象事業実施区域周辺の測定局である松本(一般環境大気測定)、松本渚交差点(自動車排出ガス測定)における大気環境の測定結果は、一般環境大気測定の二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微少粒子状物質、大気中のダイオキシン類、有害大気汚染物質は環境基準を達成しているが、光化学オキシダントは環境基準を達成していない。また、地下水のダイオキシン類(調査地点 松本合同庁舎)、土壌のダイオキシン類(調査地点 県合同庁舎)、河川・湖沼のダイオキシン類(調査地点 新田川橋/松本市)、水底の底質のダイオキシン類(調査地点 新田川橋/松本市)は環境基準を達成されている。

自動車排出ガス測定での二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微少粒子状物質は環境基準を達成している。(平成26年度大気汚染等測定結果 長野県)

##### 3.1.1.3 騒音の状況

対象事業実施区域周辺の測定地点である国道143号(渚1-1-4)、国158号(波田1625)、県道296号(野溝西1-6-29)における自動車騒音測定結果は国道158号(波田1625)で環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間：昼間70dB以下、夜間65dB以下)を超えている。

(松本市の統計(平成24年度版))

##### 3.1.1.4 振動の状況

対象事業実施区域周辺の測定地点である国道143号(渚1-1-4)、国道158号(波田1625)、県道296号(野溝西1-6-29)における自動車振動測定結果はすべての測定地点で道路交通振動要請限度値(第1種区域：昼間65dB、夜間60dB、第2種区域：昼間70dB、夜間65dB)は達成されている。

(松本市の統計(平成24年度版))

### 3.1.1.5 低周波音の状況

対象事業実施区域及びその周辺では、低周波音に係る既存資料はない。

### 3.1.1.6 悪臭の状況

松本市の環境(平成 27 年度版)によれば、悪臭に関する苦情は、年間 12 件程度寄せられている。

さまざまな悪臭苦情に対応するため、松本市では平成 15 年 9 月から悪臭防止法に基づく規制方式を「物質濃度規制」方式から、人の嗅覚を用いてにおいの程度を評価する「臭気指数規制」方式に変更している。

### 3.1.1.7 公害苦情の状況

松本市の環境(平成 27 年度版)によれば、公害苦情件数の過去 5 年間の平均は 112 件である。

その中では大気汚染に関する苦情が最も多く、主な原因は野焼きで、続いて騒音・悪臭となっている。

## 3.1.2 水象, 水質, 水底の底質その他水に係る環境の状況

### 3.1.2.1 水象の状況

対象事業実施区域周辺を流下する河川は奈川, 島々谷川, 黒川から合流する梓川, 小曾部川, 鎖川から合流する奈良井川(梓川に合流)等がある。また, 湖沼として発電を目的とした梓湖(奈川とダム), 水殿ダム, 稲核ダム等がある。

### 3.1.2.2 水質の状況

対象事業実施区域周辺の測定地点である島々川合流点上, 寄合渡上流, 忠地川下流における水質調査測定結果はすべての測定地点で環境基準は達成されている。

(松本市の統計(平成 27 年度版))

### 3.1.2.3 水底の底質の状況

対象事業実施区域周辺の測定地点である田川(新田川橋)における水質調査測定結果は環境基準が達成されている。

(平成 26 年度大気汚染等測定結果 長野県)

## 3.1.3 土壌及び地盤の状況

### 3.1.3.1 土壌の状況

「平成 27 年度版 長野県環境白書」(長野県 平成 27 年)によると, 長野県では土壌汚染対策法の施行から 22 件の土壌汚染区域を指定し, うち 6 件においては汚染土壌の除去などの工事が完了したため, 平成 27 年 3 月 31 日時点で 16 件が区域指定されている。概況調査地域においては土壌汚染の区域指定はない。

### 3.1.3.2 地盤の状況

「平成 27 年度版 長野県環境白書」(長野県 平成 27 年)によると, 概況調査地域では平成 27 年度に面的な地盤沈下は認められなかった。

## 3.1.4 地形及び地質の状況

### 3.1.4.1 地形の状況

対象事業実施区域は, 多くが大起伏の山地からなり, 1,500m 以上にも及ぶ標高差を持つ変化に富んだ地形を形成している。

北西部には槍ヶ岳, 乗鞍岳, 穂高連峰などの飛騨山脈(北アルプス)を擁し, 代表的な河川においては, 奈川, 梓川が西から東へ流れ, 奈良井川が南から北へ流れている。

なお, 対象事業実施区域において重要な地形は認められなかった。

### 3.1.4.2 地質の状況

対象事業実施区域は, 東側の松本盆地は砂礫を中心とした段丘堆積物で構成され, 西側の山岳地は大部分が中生代ジュラ紀の美濃帯が分布し, 一部領家帯が分布する。

なお, 対象事業実施区域において重要な地質は認められなかった。

### 3.1.4.3 活断層と想定地震

#### (1) 活断層

対象事業実施区域周辺は、「境峠・神谷断層帯の長期評価の一部改訂について（地震調査研究推進本部 地震調査研究会 平成18年10月17日）」によると、北西方向に伸びる境峠・神谷断層帯と南東方向に伸びる霧訪山－奈良井断層帯が分布する。対象事業との関係は境峠断層が松本市奈川付近において送電線ルートと交差している。

#### (2) 想定地震

対象事業実施区域周辺において近年に発生した地震で、被害の最も大きいものは、昭和59年に御嶽山の南側で発生した「長野県西部地震」でマグニチュード6.9の被害地震である（地震調査研究推進本部）。

今後発生する可能性がある地震については、確率論的に予測した地震動と震源断層を特定して予測した地震動がある。確率論的に予測した地震動として、「全国地震動予測地図2016年版（地震調査研究推進本部 地震調査委員会）」があり、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は長野県西部で3%～100%としており、国内の他地域と比較すると太平洋沿岸地域を除けばその確率は高い。震源断層を特定して予測した地震動として、「境峠・神谷断層帯の長期評価の一部改訂について（地震調査研究推進本部 地震調査研究会 平成18年10月17日）」があり、境峠・神谷断層帯主部の全体が一つの区間として活動する場合、マグニチュード7.6程度の地震が発生すると推定し、その確率は今後30年以内に0.02～13%と国内の主な活断層の中では比較的高いグループに属すると評価している。

### 3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系

#### 3.1.5.1 植物

##### (1) 植物の状況

##### a. 植生

植生の概況は、「第3回自然環境保全基礎調査 現存植生図（環境庁 昭和58～59年調査）」によれば、対象事業実施区域周辺は、大部分がカラマツ植林で、クリーミズナラ群落などが存在している。

また、「第3回自然環境保全基礎調査 長野県自然環境情報図（環境庁 平成元年）」によれば、松本市奈川周辺に飛騨山脈の自然植生や末川、鉢盛山の原生林がある。

植生自然度は、「第4回自然環境保全基礎調査 都道府県別植生自然度図（環境庁 平成元～5年調査）」によれば、松本市奈川周辺に末川、鉢盛山の原生林があり植生自然度が9と非常に高くなっており、その他は二次林や植林地で植生自然度6～7となっている。

注目すべき群落・群集は対象事業実施区域周辺に7群落・群集が選定されている。

##### b. 植物

##### (a) 注目すべき植物種（維管束植物）

文化財保護法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、群馬県文化財保護条例、環境省レッドリスト、長野県レッドリスト・レッドデータブック等に基づき注目すべき植物種を選定したところ、対象事業実施区域周辺では111種が該当している。

##### (b) 注目すべき植物種（非維管束植物）

文化財保護法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、群馬県文化財保護条例、環境省レッドリスト、長野県レッドリスト・レッドデータブック等に基づき注目すべき植物種を選定したところ、対象事業実施区域周辺では15種が該当している。

#### 3.1.5.2 動物

##### (1) 脊椎動物

##### a. 哺乳類の状況

対象事業実施区域周辺の哺乳類は「第4回自然環境保全基礎調査（環境庁 平成7年発行）」によれば、ニホンザル、ツキノワグマ、タヌキ、キツネ、アナグマ、ニホンイノシシ、カモシカが分布している。対象事業実施区域周辺では重要な哺乳類は7種が該当している。

b. 鳥類の状況

「日本の動物分布図集 動物分類群別分布図 鳥類(環境庁1998-2002)」によれば、対象事業実施区域周辺にはゴイサギ、アマサギ、ダイサギ、チュウサギ(準絶滅危惧)、コサギ、アオサギ、オシドリ(情報不足)、マガモ、カルガモ、トビ、ツミ、ハイタカ(準絶滅危惧)、ノスリ、チョウゲンボウ、ヤマドリ、バン、コチドリ、イカルチドリ、イソシギ、キジバト、アオバト、ジュウイチ、カッコウ、ツツドリ、コノハズク、ホトトギス、アオバズク、フクロウ、ヨタカ(絶滅危惧Ⅱ類)、アマツバメ、ヤマセミ、アカショウビン、カワセミ、アオゲラ、アカゲラ、オオアカゲラ、コゲラ、ヒバリ、ツバメ、イワツバメ、キセキレイ、ハクセキレイ、セグロセキレイ、ビンズイ、ヒヨドリ、モズ、キレンジャク、ヒレンジャク、カワガラス、ミソサザイ、イワヒバリ、カヤクグリ、コマドリ、コルリ、ルリビタキ、ジョウビタキ、トラツグミ、マミジロ、クロツグミ、アカハラ、ツグミ、ヤブサメ、ウグイス、オオヨシキリ、メボソムシクイ、エゾムシクイ、センダイムシクイ、キクイタダキ、セッカ、キビタキ、オオルリ、コサメビタキ、エナガ、コガラ、ヒガラ、ヤマガラ、シジュウカラ、コジュウカラ、キバシリ、メジロ、ホオジロ、ホオアカ、カシラダカ、ミヤマホオジロ、ノジコ(準絶滅危惧)、アオジ、アトリ、カワラヒワ、マヒワ、ハギマシコ、ベニマシコ、ウソ、イカル、シメ、スズメ、コムクドリ、ムクドリ、カケス、オナガ、ホシガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、コジュケイ、ドバトが分布している。

対象事業実施区域周辺では注目すべき鳥類は11種が該当している。

c. 爬虫類・両生類の状況

「日本の動物分布図集 動物分類群別分布図 爬虫類・両生類(環境庁 1998-2002)」によれば、対象事業実施区域周辺にはヒダサンショウウオ(準絶滅危惧)、ハコネサンショウウオ、アズマヒキガエル、タゴガエル、ナガレタゴガエル、ヤマアカガエル、トノサマガエル、シュレーゲルアオガエル、モリアオガエルが分布している。

対象事業実施区域周辺では注目すべき爬虫類・両生類は3種が該当している。

d. 淡水魚類の状況

「日本の動物分布図集 動物分類群別分布図 淡水魚類(環境庁 1998-2002)」によれば、対象事業実施区域周辺にはウナギ(情報不足)、ウグイ、アブラハヤ、オイカワ、カマツカ、シマドジョウ、アジメドジョウ、アカザ、ワカサギ、アユ、カワマス、イワナ類、ニッコウイワナ(情報不足)、ヤマトイワナ、ヤマメ(準絶滅危惧)、アマゴ(準絶滅危惧)、ニジマス、カジカ類、ヨシノボリ類、カワヨシノボリが分布している。

対象事業実施区域周辺では注目すべき淡水魚類は6種が該当している。

(2) 無脊椎動物

a. 昆虫類の状況

「日本の動物分布図集 動物分類群別分布図 昆虫類(環境庁 1998-2002)」によると、対象事業実施区域周辺にはトンボ類 40 種、セミ・水生半翅類 5 種、甲虫類 87 種、チョウ類 108 種、ガ類 28 種が分布している。

対象事業実施区域周辺では注目すべき昆虫類は 79 種が該当している。

b. 貝類の状況

「日本の動物分布図集 動物分類群別分布図 陸産及び淡水産貝類(環境庁 1998-2002)」によれば、対象事業実施区域周辺にはミジンヤマタニシ、ムシオイガイ、ゴマガイ、ウゼンゴマガイ、ヒダリマキゴマガイ、ニホンケンガイ、スジケンガイ、ケンガイ、ナタネガイ、ノハラナメクジ、ミドリベッコウ(情報不足)、ヒメベッコウガイ、キビガイ、エナクリイロベッコウ(情報不足)、ハリマキビ、サドタカキビ(情報不足)、ナミヒメベッコウ、ケハダビロウドマイマイ(準絶滅危惧)、ヒメビロウドマイマイ(絶滅危惧Ⅱ類)、ニッポンマイマイ、コベソマイマイ、ヤマタカマイマイ(準絶滅危惧)、オキナワウスカワマイマイ、ウスカワマイマイ、アラハダヒロベソマイマイ、オオケマイマイ、クロイワマイマイ、マメマイマイ、エンドウマイマイ、ドブシジミが分布している。

対象事業実施区域周辺では注目すべき陸産及び淡水産貝類は2種が該当している。

### 3.1.5.3 生態系

対象事業実施区域周辺は、内陸性気候であり、気温は日較差や年較差が大きいといった特徴がある。また、降水量が少なく日照時間が長いことも特徴である。奈川や上高地は山岳地域であり、松本に比べると気温が低く、降水量が多くなっている。

植生的には、松本市奈川周辺に末川、鉢盛山の原生林があり、植生自然度が9と非常に高くなっており、その他は二次林や植林地で植生自然度6~7となっている。

また、動物相を見ると、ツキノワグマ、ニホンイノシシ等の大型哺乳類やクマタカ、オオタカ等の猛禽類が生息している。

人の利用環境から見ると、人の活動と自然環境との共有関係が残る里山環境を有する地域と奈川や上高等の山岳地域がある。

以上のことから、対象事業実施区域周辺は、気候的、生物的、人による土地利用度等により、多様な生態系が存在する地域である。

### 3.1.6 景観及び文化財等の状況

#### 3.1.6.1 景観資源及び視点場の状況

景観の調査範囲として、対象事業から片側2kmの範囲が主要地域と考えられるが、この地域周辺は乗鞍岳、御嶽山、鉢盛山など長野県を代表する山岳に囲まれているため、その山稜からの眺望を考慮して設定した。

景観資源の抽出は、県各市町村ホームページ、しんしゅうくらしのマップ(GIS)、文化財情報(各市町村ホームページ)、観光情報ポータルサイト(新まつもと物語)、日本百名山(深田久弥)、日本の百名峠(井出孫六)、第3回自然環境保全基礎調査(環境省)などの資料に基づき、自然的景観3地点、来訪利用資源25地点、文化的資源71地点、地域住民が利用する景観資源16地点、合計115地点を抽出した。

主要な眺望地点の選定は、今回の事業実施に伴う設備出現により、眺望地点への影響が予想される地点とし、知名度が高く施設等が整備されており、かつ良好な眺望を有する18地点に絞り込んだ。

#### 3.1.6.2 文化財等の状況

##### (1) 文化財

対象事業実施区域の各市町村における有形文化財、史跡、天然記念物については、県指定が4件、市町指定が69件、合計73件の文化財が分布している。

(松本市、山形村、朝日村 HP 文化財情報)

##### (2) 遺跡、古墳の分布状況

対象事業実施区域周辺の遺跡、古墳について、各市町村の遺跡地図等により分布状況を整理した結果、松本市29箇所、山形村24箇所、朝日村12箇所、合計65箇所の遺跡、古墳が分布している。

#### 3.1.7 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象事業実施区域周辺の、人と自然との触れ合いの場としては、周辺の山々や河川、湖沼に代表される自然景観を背景とした、自然公園、キャンプ場、釣り場、温泉等があげられる。

前記、景観の項で抽出した景観要素の中の自然的資源、来訪利用資源、文化的資源から、自然との触れ合いの場を抽出し、対象事業実施区域周辺に絞り込み整理すると35地点があげられる。

### 3.2 社会的経済状況

対象事業実施区域の松本市，山形村，朝日村の社会経済状況の調査を行った。

#### 3.2.1 人口及び産業の状況

##### 3.2.1.1 人口の状況

対象事業実施区域の平成 28 年 1 月 1 日現在の人口は松本市が 241,452 人，山形村が 8,383 人，朝日村が 4,483 人であり，人口密度は松本市が 246.8 人/km<sup>2</sup>，山形村が 335.6 人/km<sup>2</sup>，朝日村が 63.5 人/km<sup>2</sup>となっている。

また，平成 18 年から平成 27 年までの 10 年間に於ける関係市町の人口動態は，松本市，朝日村では増減はあるものの減少傾向にあり，山形村は全体的には自然動態，社会動態に大きな変化は認められない。

(平成 18 年～平成 27 年長野県統計書)

##### 3.2.1.2 産業の状況

対象事業実施区域の関係市村における産業別就業者数からみた産業構造の推移は，関係市町村では第 2 次，第 3 次産業の比率が高い。就業者総数について平成 13 年を平成 24 年在比較すると，松本市，朝日村では減少傾向が認められるが，山形村では若干増加傾向にある。

(国勢調査結果報告(総務省統計局))

#### 3.2.2 土地利用の状況

##### 3.2.2.1 土地利用の状況

松本市の総面積 978.77 km<sup>2</sup>のうち山林が 60.9%を占め，次いで道路・水路等 22.4%，農地(田，畑)が 8.9%，宅地が 5.1%，その他 2.7%となっている。

なお，山形村，朝日村のデータはない。

(平成 27 年版「松本市の統計」)

##### 3.2.2.2 土地利用計画

対象事業実施区域周辺の土地利用基本計画は，国土利用計画法で定める 5 地域のうち自然公園地域，自然環境保全地域の指定はないが，都市地域，農業地域，森林地域及び長野県自然環境保全地域の指定がある。

(長野県統合型地理情報システム しんしゅうくらしのマップ)

##### 3.2.2.3 都市計画区域

松本市の一部に都市計画区域が設定されているが，対象事業実施区域周辺には都市計画区域の指定はない。

##### 3.2.2.4 主な事業計画

対象事業実施区域周辺では，一般国道 158 号奈川渡改良が事業中であり，中部縦貫自動車道(波田～中ノ湯)が調査中である。

(松本市第 5 次道路整備五箇年計画整備予定路線・事業)

#### 3.2.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況

##### 3.2.3.1 内水面漁業の状況

対象事業実施区域周辺の河川における漁業権漁業は，共同漁業権が 1 件ある。

(長野県 HP 漁業権の免許の内容等，遊漁規定)

##### 3.2.3.2 水道の普及状況

対象事業実施区域周辺の上水道普及状況は行政区域内総人口(254,202 人)に対し，現在給水人口(252,715 人)であり，普及率は 99.4%となっている。

(長野県 HP 平成 26 年度長野県の水道)

### 3.2.3.3 水道水源としての利用状況

対象事業実施区域周辺の利水状況としては、上水道 30,635 千 m<sup>3</sup>、簡易水道 2,047,433 千 m<sup>3</sup>、専用水道 10,039m<sup>3</sup>/日となっている。

### 3.2.3.3 地下水の利用の状況

関係市村への聞き取りによれば、対象事業実施区域周辺における地下水の利用状況に関する統計はない。

### 3.2.4 交通の状況

対象事業実施区域の市村における公共交通機関は鉄道としてアルピコ交通上高地線がある。

バス路線としてはアルピコ交通が 3 路線(松本～高山線 濃飛バス含む)を運行している。また、コミュニティ交通として山形村では松本西部地域コミュニティバス、村営バスとして朝日村では広丘線、くるりん号(乗合タクシー)が運行されている。

(アルピコ交通、松本市、山形村、朝日村 HP)

#### 3.2.4.1 公共交通機関の状況

対象事業実施区域の公共交通機関、アルピコ交通上高地線の主な鉄道駅の平成 26 年度の年間輸送状況は松本駅(700 千人)、波田(200 千人)、新島々(88 千人)である。

(松本市の統計(平成 25 年版))

#### 3.2.4.2 道路交通状況

対象事業実施区域の一般交通量調査によれば、平日 24 時間の自動車類の交通量は一般国道 153 号(6,293 台)、一般県道奈川野麦高根(455 台)、同奈川木祖線(931 台)、同新田松本線(10,863 台)である。

(平成 22 年度道路交通センサス 長野県)

### 3.2.5 学校、病院その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

#### 3.2.5.1 学校、病院等の配置の状況

対象事業実施区域周辺における環境の保全について、配慮が特に必要な施設として、学校、幼稚園、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム、病床を有する診療所、幼保連携型子ども園を調査した結果、10 箇所確認された。

(松本市、山形村、朝日村 HP 施設情報)

#### 3.2.5.2 住宅の配置の概況

対象事業実施区域周辺における集落は松本市奈川、山形村上大池、朝日村古見がある。

### 3.2.6 下水道の整備の状況並びに廃棄物処理の状況

#### 3.2.6.1 下水道の整備の状況

対象事業実施区域周辺市村の下水道普及状況は、行政人口(228.2 千人)で、共用区域内人口(246.5 千人)であり、普及率は 92.6%となっている。

また、汚水処理は下水道、農業集落排水施設、合弁処理浄化槽・コミュニティプラントがあり、普及率はほぼ 100%となっている。

#### 3.2.6.2 廃棄物処理の状況

松本市、山形村、朝日村にはごみ焼却施設 2 箇所、資源ごみ・粗大ごみ・し尿処理施設 3 箇所、最終処分場 5 箇所がある。平成 26 年度のごみ処理量は松本市 92,623t、山形村 2,678t、朝日村 1,052t となっている。

3.2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

環境保全等を目的とした法令による規制状況を下表に示す。

表 3.2-1 法令規制状況一覧

| 法令                       | 地域指定等                | 地域指定の有無 |      |
|--------------------------|----------------------|---------|------|
|                          |                      | 事業実施区域  | 調査範囲 |
| 環境基本法                    | 環境基準類型指定(水質汚染)       | ×       | ○    |
|                          | 環境基準類型指定(騒音)         | ×       | ×    |
| 騒音規制法                    | 特定工場等の騒音規制区域         | ×       | ×    |
|                          | 特定建設作業の騒音規制区域        | ×       | ×    |
|                          | 自動車騒音の規制区域           | ×       | ×    |
| 振動規制法                    | 特定工場等の振動規制区域         | ×       | ×    |
|                          | 特定建設作業の振動規制区域        | ×       | ×    |
|                          | 道路交通振動の規制区域          | ×       | ×    |
| 自然環境保全法<br>(長野県自然環境保全条例) | 原生自然環境保全地域           | ×       | ×    |
|                          | 自然環境保全地域             | ×       | ×    |
|                          | 自然環境保全地域             | ×       | ×    |
|                          | 郷土環境保全地域             | ×       | ○    |
| 自然公園法                    | 国立公園                 | ×       | ×    |
|                          | 国定公園                 | ×       | ×    |
|                          | 県立自然公園               | ×       | ×    |
| 文化財保護法<br>(文化財保護条例)      | 史跡, 名勝, 天然記念物        | ×       | ○    |
|                          | 重要伝統的建造物群保存地区        | ×       | ×    |
|                          | 周知の埋蔵文化財包蔵地          | ○       | ○    |
|                          | 史跡, 名勝, 天然記念物        | ×       | ○    |
| 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 | 鳥獣保護区                | ○       | ○    |
|                          | 特別保護地区               | ×       | ×    |
| 長野県水環境保全条例               | 水道水源保全地区             | ×       | ×    |
| 長野県豊かな水資源の保全に関する条例       | 水資源保全地区              | ×       | ×    |
|                          |                      |         |      |
| 森林法                      | 地域森林計画対象森林           | 普通林     | ○    |
|                          |                      | 保安林     | ○    |
| 国有林野法                    | 地域森林計画対象森林以外の森林      | ×       | ×    |
|                          | 地域森林計画対象森林以外の森林(保安林) | ○       | ○    |
| 温泉法                      | 国民保養温泉地              | ×       | ×    |
| 急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律     | 急傾斜地崩壊危険区域           | ×       | ○    |
| 砂防法                      | 砂防指定地                | ○       | ○    |
| 地すべり等防止法                 | 地すべり防止区域             | ×       | ×    |
| 土砂災害防止法                  | 土砂災害特別警戒区域(土石流)      | ○       | ○    |
|                          | 土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)  | ×       | ○    |
|                          | 土砂災害特別警戒区域(地すべり)     | ×       | ○    |
|                          | 土砂災害警戒区域(土石流)        | ○       | ○    |
|                          | 土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)    | ×       | ○    |
|                          | 土砂災害警戒区域(地すべり)       | ×       | ○    |
| 長野県景観条例<br>(山形村, 朝日村)    | 景観計画区域               | ○       | ○    |
|                          | 景観計画区域(景観育成重点地域)     | ×       | ×    |
| 松本市景観条例                  | 景観計画区域               | ○       | ○    |
|                          | 景観計画区域(重点地区)         | ×       | ×    |
| 都市計画法                    | 風致地区                 | ×       | ×    |
| 長野県ふるさと森林づくり条例           | 森林整備保全重点地区           | ×       | ×    |
| 都市緑地保全法                  | 都市緑地保全地区             | ×       | ×    |

### 3.2.7.1 環境基準類型の指定状況

#### (1) 大気汚染に係る環境

環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準では類型の指定はされていない。

#### (2) 水質汚染に係る環境基準

「平成27年版 松本市の環境(平成26年度)」によれば、対象事業実施区域周辺の水域は水質汚染の環境基準における河川の類型でAA類型又はA類型に指定されている。

#### (3) 騒音に係る環境基準

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準においては、対象事業実施区域は地域の類型への当てはめはされていない。

### 3.2.7.2 騒音規制地域の指定状況及び規制基準

騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定に基づく規制地域及び同法第4条第1項の規定に基づく規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年厚生省、建設省告示第1号)別表に基づく指定区域並びに騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成12年総理府令第15条)備考の1に基づく区域について、「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定(昭和50年2月27日長野県告示第97号)」、「騒音法の規定に基づく規制地域及び規制基準等(平成12年第371号)」において対象事業実施区域周辺は規制対象に指定されていない。

### 3.2.7.3 振動規制地域の指定状況及び規制基準

振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項の規定による規制地域、同法第4条第1項の規定による規制基準、振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号。以下「規則」という。)別表第1付表の規定による指定区域並びに規則別表第2の規定による区域について、松本市「振動規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等(平成12年372号)」により対象事業実施区域周辺は指定されていない。

### 3.2.7.4 悪臭規制地域の指定状況及び規制基準

対象事業実施区域周辺は悪臭防止法に基づく規制地域に指定されている。

### 3.2.7.5 水質汚濁防止法に基づく排出基準

対象事業実施にあたっては水質汚濁防止法に基づき規制される。

### 3.2.7.6 自然環境保全地域の指定状況

対象事業実施区域周辺には、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域はないが、「長野県自然環境保全条例(昭和46年長野県条例第35号)」に基づき、清水寺が郷土環境保全地域として指定されている。

### 3.2.7.7 自然公園の指定状況

近傍には中部山岳国立公園があるが、対象事業実施区域周辺には、自然公園法、長野県自然公園条例に基づく自然公園はない。

### 3.2.7.8 鳥獣保護区の指定状況

対象事業実施区域周辺に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づき、奈川に鳥獣保護区がある。

### 3.2.7.9 水道水源保全地区の指定状況

対象事業実施区域周辺における長野県水環境保全条例に基づく水道水源保全地区の指定はない。

### 3.2.7.10 水資源保全地区の指定状況

対象事業実施区域周辺における長野県豊かな水資源の保全に関する条例に基づく水資源保全地区の指定状況はない。

### 3.2.7.11 保安林の指定状況

対象事業実施区域周辺における森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に基づき、松本市、山形村、朝日村の一部が保安林に指定されている。

### 3.2.7.12 国有林の状況

対象事業実施区域周辺における国有林野法(昭和 26 年法律第 246 号)に基づき、松本市の一部が国有林に指定されている。

### 3.2.7.13 国民保養温泉地の状況

対象事業実施区域周辺における温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)に基づく国民保養温泉地はない。

### 3.2.7.14 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

対象事業実施区域周辺における急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)に基づき、松本市、山形村の一部が急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。

### 3.2.7.15 砂防指定地の指定状況

対象事業実施区域周辺における砂防法(明治 30 年法律第 29 号)に基づき、松本市、山形村、朝日村の一部が砂防指定地に指定されている。

### 3.2.7.16 地すべり防止区域の指定状況

対象事業実施区域周辺における地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)に基づく地すべり防止区域の指定はない。

### 3.2.7.17 土砂災害警戒区域の指定状況

対象事業実施区域周辺における土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)に基づき、松本市、山形村、朝日村の一部が土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域に指定されている。

### 3.2.7.18 長野県景観条例(山形村、朝日村)の指定状況

対象事業実施区域周辺は景観計画区域に指定されているが、景観育成重点地域の指定はない。

### 3.2.7.19 松本市景観条例の指定状況

対象事業実施区域周辺は景観計画区域に指定されているが、重点地区の指定はない。

### 3.2.7.20 風致地区の指定状況

対象事業実施区域周辺における都市計画法に基づく風致地区の指定はない。

### 3.2.7.21 森林整備保全重点地区の指定状況

対象事業実施区域周辺における長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林整備保全重点地区の指定はない。

### 3.2.7.22 都市緑地保全地区の指定状況

対象事業実施区域周辺における都市緑地保全法に基づく都市緑地保全地区の指定はない。

## 3.2.8 地域の環境に係る方針等の状況

### 3.2.8.1 環境基本計画等の状況

対象事業実施区域周辺における、環境基本計画として、「松本市環境基本計画」、「山形村環境基本計画」、「朝日村環境基本計画」、「松本市一般廃棄物処理実施計画」が策定されている。

### 3.2.8.2 国土利用計画

対象事業実施区域周辺における、国土利用計画として、「第 2 次松本市土地利用計画」、「第三次山形村土地利用計画」、「第三次国土利用計画(朝日村計画)」が策定されている。